平成２１年（フ）第１８７９０号
千葉県市原市辰巳台西４丁目１　県営住宅５棟404
債務者　會本　康治
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８００号
千葉県松戸市新松戸南１丁目345―201
債務者　井上美津子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８０２号
東京都板橋区東坂下１丁目19―１―504
債務者　向井　　縁
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８０７号
千葉県市川市新田２丁目15―５―105
債務者　石森　則之
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８０８号
東京都杉並区高円寺北３丁目37―11―６
債務者　大島　和人
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８１０号
東京都品川区大井１丁目26―８　旭クリーニング方
債務者　雨宮　良美
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８１１号
東京都江東区大島４丁目21―２―606
債務者　半田亜希子（旧姓末吉）
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８１２号
東京都杉並区井草２丁目２―12―202
債務者　荻田　　淳
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８１６号
東京都渋谷区広尾２丁目９―５―105
債務者　今村　直樹
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８２９号
東京都狛江市岩戸北３丁目１―９―102
債務者　牧之瀬早矢花
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８３０号
東京都西東京市芝久保町３丁目21―５―101
債務者　西角　和也
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８３３号
東京都品川区東品川２丁目６―13―504
債務者　石本　昭寿
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８３５号
東京都江東区亀戸３丁目36―13
債務者　田口　正子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８３７号
静岡県静岡市駿河区馬淵４丁目16―52―305
債務者　長嶋　克和
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８３８号
静岡県静岡市駿河区馬淵４丁目16―52―305
債務者　長嶋　京子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８３９号
千葉県我孫子市日秀76―13―101
債務者　川尻タカ子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８４０号
千葉県我孫子市日秀76―13―101
債務者　川尻　泰弘
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部